佐賀県東部工業用水道規程第4号

佐賀県東部工業用水道職員就業規程(昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第6号)の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

(営利企業等の従事)

第23条 職員は、地方公務員法<u>第38条第1項</u>に規定する営利企業<u>等</u>に従事しようとするときは、あらかじめ営利企業<u>等</u>の従事許可願(様式第4号)に関係書類を添えて提出し、許可を受けなければならない。

様式第4号(第23条関係)

営利企業従事許可願

略

下記のとおり営利企業<u>等</u>に従事したいので地方公務員法第38 条第1項の規定に基づき許可くださるよう申請します。

記

- 1 従事<u>しようとする事業、事務</u>の内容
 - 略
- 2 従事予定期間

略

(注) 従事<u>しようとする事業</u>等の内容について関係書類(定款、 規約等及び依頼文書等)を添付すること。 (営利企業の従事等)

第23条 職員は、地方公務員法<u>第38条</u>に規定する営利企業に従事<u>等</u> <u>を</u>しようとするときは、あらかじめ営利企業の従事<u>等</u>許可願(様式第4号)に関係書類を添えて提出し、許可を受けなければならない。

改正後

様式第4号(第23条関係)

営利企業従事等許可願

酹

下記のとおり営利企業に従事<u>等を</u>したいので地方公務員法第 38条第1項の規定に基づき許可くださるよう申請します。

記

- 1 <u>営利企業の</u>従事<u>等</u>の内容 略
- 2 <u>営利企業の</u>従事<u>等の</u>期間
- (注) <u>営利企業の</u>従事等の内容について関係書類(定款、規約 等及び依頼文書等)を添付すること。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。